

仕様書

1 委託業務名

ひょうご北摂ブランディング紙面媒体活用広報業務

2 趣旨

本業務は、万博を契機として増加している関西・大阪への観光客を、大阪から 1 時間で来訪できるというアクセスの良さを強みとする阪神北地域へ誘客するため、来訪地として選ばれるにあたっての大きな課題である「知名度の向上」をより強力に推進する目的で実施する。

特に国内客に広報する手法として、視覚デザインによる訴求に長け、保存性・共有性に優れた紙面媒体を主として活用し、管内地域のフィールドパビリオンや魅力的なスポット、体験、風景を発信することで、「ひょうご北摂」の良好なイメージを形成し、知名度を向上させ、観光客増加に繋げるものとする。

※フィールドパビリオンは阪神北地域に 16 か所あり。

詳細は <https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/program/> 参照

※「ひょうご北摂」は伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町の 4 市 1 町を指す。

※兵庫県観光客動態調査

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr16/kankokyakudoutaichosa01.html> 参照

3 実施主体

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会（以下、「協議会」という。）

4 業務費

¥5,000,000－（税込）以内

5 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

6 業務内容

受託者は、上記趣旨に沿う形で下記の業務を実施すること。

なお、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項は全て実施すること。

本業務のターゲットは以下に設定し、これらの層の興味関心を引き、来訪を促し、周遊を促進させる内容を提案すること。

・京阪神在住のマイクロツーリズム層

（大阪や神戸などの都市部に居住し、近場（片道 1 時間程度）で充実した休日を過ごしたいと考える層）

・アウトドアスポーツ層

(ひょうご北摂エリアのグランピング、キャンプ、ハイキング、トレッキング、サイクリング、SUP、ゴルフなど自然豊かで充実したアウトドアコンテンツに魅力を感じるアクティブ層)

(1)旅行・タウン情報雑誌へのPR記事制作・掲載・誘導

- ①契約期間内に発刊予定の旅行・タウン情報雑誌へ年1回以上の掲載を提案すること。
- ②旅行タウン情報雑誌は、年間発行予定部数5万部以上、書店での販売が1ヵ月以上あるものとする。
- ③受託者は、新規取材撮影を基本として、記事を制作すること。
- ④作成した原稿は、委託者と受託者の協議により、内容の校正を1回以上行うこと。
ただし、記事内のスポットや店舗については、受託者が直接校正確認を行うこと。
- ⑤掲載ページ数は、原則カラーとし、ページ数は10ページ以上で業者提案とする。
- ⑥販売における広報PRを自社媒体で行うこと。
- ⑦進捗管理について、交渉内容や取材内容等を含め、書類で事業に関する進捗管理の記録を行い、成果としてまとめること。
- ⑧掲載内容については下記を基本に受託者が提案し、委託者と協議の上、決定する。
 - ・都会から短時間でアクセスでき、自然豊かな阪神北地域の特徴をPRする内容
 - ・都会の喧騒から離れ、自然に癒されるリトリート体験
 - ・阪神北地域の自然を生かしたアウトドア体験
 - ・阪神北地域での滞在、周遊を促すための魅力的なスポットやお店の紹介

(2)配布用リーフレット制作・印刷

- ①上記(1)で行った取材内容や制作した記事を活用し、一般に無料配布するためのリーフレットを制作する。なお、(1)で掲載した内容以外を新たに加えても差し支えない。
- ②リーフレットは全ページフルカラーとし、ページ数およびサイズ、部数については業者提案のもと、委託者と協議のうえ決定すること。ただし、ページ数は10ページ以上、部数は5,000部以上とする。
- ③作成した原稿は、委託者と受託者の協議により、内容の校正を1回以上行うこと。
ただし、リーフレット内のスポットや店舗については、受託者が直接校正確認を行うこと。

(3)協議会HPに掲載する魅力あるスポット写真の撮影・データ納品

- ①受託者は、観光広報のための素材画像として使用する観光スポット写真を撮影し電子データで納品する。撮影場所は委託者と協議の上決定することとし、可能であれば(1)の取材時に合わせて撮影しても差し支えない。

- ②納品する写真データは、形式 JPEG サイズ、画質 1,600×1,200 ピクセル以上とし、枚数については業者提案のもと、委託者と協議のうえ決定すること。ただし、撮影箇所は5箇所以上とする。

(4)その他効果的と考える魅力発信（追加提案）

上記の手法にとらわれない「ひょうご北摂」の良好なイメージ形成、知名度向上に資する取り組みがあれば、追加提案すること。

7 実績報告

業務終了後において、事業の取り組み状況や実施結果を記載した実績報告書を任意の様式で作成し、協議会に1部（紙1部及び電子データで）提出すること。記載内容の詳細は別途、協議会との協議のうえ、決定する。

8 成果物の納品

納品する内容（媒体形式及び数量、電子データの場合はその詳細）について、提案書に明記すること。

（例）

- ・提出物 記事の掲載された雑誌：○部
リーフレット：○部
電子媒体：1
写真データ：○カット（形式 JPEG サイズ 1,600×1,200 ピクセル）
- ・電子媒体の詳細
 - ①PDF 用データ
 - ②「adobe.illustrator for Windows」（CS6 以上のバージョン）ソフトで使用可能なデータ（アウトライン処理済みデータ）

9 著作権等

- ・本業務の成果及び成果品、途中成果品（いずれも印刷物及びデータ）のうち、6 (1)(2) にかかる著作権及び使用権は、受託者に帰属するものとする。ただし、本業務以外で成果物を使用する場合は事前に委託者と協議を行うこと。なお、著作権を委託者に譲渡できる範囲について、柔軟な対応が可能な場合は提案を行うこと。
- ・本業務の成果品のうち 6 (3) で納品した写真画像にかかる著作権及び使用権は協議会に帰属するものとし、協議会はこれを期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変・第三者への譲渡を行うことができるものとする。
- ・6 (4) での提案に著作権が発生する成果物がある場合には、その取り扱いを提案書に記載するものとする。
- ・記事等に出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。なお、これらの権利につい

て、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、協議会より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

- ・事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うこと。
- ・第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとし、必要な経費も受託者が負担するものとする。

10 使用言語

本業務における使用言語は日本語とする。

11 秘密保持

- ・受託者は、本業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、本業務の履行完了後も同様とする。
- ・受託者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等を、県の許可なく公表又は使用してはならない。
- ・受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

12 情報セキュリティ

- ・本業務の実施にあたっては、兵庫県情報セキュリティ対策指針を遵守の上、セキュリティ対策について留意すること。
- ・受託者は、本業務において電子メールを利用する場合、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
- ・電子メールの送信前に送信先の電子メールアドレス、アドレス区分（TO、CC、BCC）、添付ファイル、送信内容等に誤りがないか確認すること。
- ・電子メールを一斉送信する場合は、原則として他の電子メールアドレスがわからないよう送信先の電子メールアドレス区分を BCC に設定すること。
- ・重要な電子メール（個人情報または機密情報を含むメール、以下同じ。）を送信する場合は、必要に応じて暗号化又はパスワード設定を行うこと。
- ・電子メールを一斉送信する場合や重要な電子メールを送信する場合は、複数人により確認すること。

13 その他

- ・本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- ・受託者は、本業務の目的を達成するために、委託契約書及び仕様書に基づき、常に協議会と密接な連絡を取りながら、その指示に従うこと。
- ・本業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務が

生じたとき又は業務内容を変更する必要があるが生じたときは、協議会と協議の上、その指示に従うものとする。

- ・業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ・本業務の実施に当たり、その内容が契約書及び仕様書に違反したと協議会が判断した場合は、本業務に係る委託契約の一部又は全部を解除し、受託者に対して委託料を支払わない、若しくは支払った委託料の一部または全部を返還させる場合がある。
- ・受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下、「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、協議会の書面による承認を得た場合は、協議会が承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は協議会に対し、すべての責任を負うものとする
- ・宗教活動や政治活動を目的としたもの、また、公序良俗に反するような提案や法律等に抵触するようなもの、危険が生じるようなものは受け付けない。
- ・暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）を遵守すること。

14 問合せ先

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会事務局 担当：半井

（兵庫県阪神北県民局県民躍動室地域振興課内）

〒665-8567 兵庫県宝塚市旭町 2-4-15

T E L : 0797-83-3156 F A X : 0797-86-4379

メール： Daiki_Hani@pref.hyogo.lg.jp

hanshinkkem@pref.hyogo.lg.jp

（必ず両アドレスに送付すること）